十和田市障がい者基幹相談支援センター
運営業務委託法人公募要領

十和田市　生活福祉課

令和7年12 月

Ⅰ　公募の概要

1.　目的

本業務は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第77条の2に規定する基幹相談支援センター(以下「センター」という。)の運営を委託するものです。

地域における障害者支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な知識や豊富な実務経験に基づき、地域の実情に応じた以下の事業および業務を総合的に行う必要があることから、公募型プロポーザル方式において広く提案を募るとともに、本市にとって最も優れている事業者を選定するものです。

2.　センターの設置数　　1法人

3.　センター運営業務内容

(1)　業務内容

①　障がい者相談支援(第77条第1項第3号)
- 福祉サービスの利用援助に関すること（情報提供や相談等）
- 社会資源を活用するための支援に関すること(各種支援施策に関する助言・指導等)
- 社会生活力を高めるための支援に関すること
- ピアカウンセリングに関すること
- 専門機関への紹介

②　困難ケース等の総合的・専門的な相談支援

③　地域の相談支援体制の強化の取り組み
- 市内の相談支援事業者訪問等による専門的指導や研修開催
- 関係機関とのケース会議等

④　市と協働の障害者支援協議会の運営

⑤　虐待防止センターに関する業務

⑥　成年後見制度利用支援事業(第77条第1項第4号)

(2)　業務内容の詳細

業務内容の詳細については、「十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」のとおりとします。

4.　センターの人員配置

(1)　常勤・専従の職員の配置

センターには、主任相談支援専門員 1 名、専門員 2 名を配置するものとします。

※専門員とは(次のアからエの資格を有する者をいう。)

ア　相談支援専門員
イ　社会福祉士
ウ　精神保健福祉士
エ　保健師

(2)　その他の事項

①　センターの管理責任者(以下「センター長」という)を配置するものとします。なお、センター長は職員が兼務することができるものとします。

②　職員にあっては、今後、国・青森県等が実施する研修会等に参加してください。

③　(1)に規定する配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充することとし、1か月以上の欠員状態が続く場合には、欠員相当分を委託料から減額することがあります。また、産前産後休暇・育児休暇又は、30日以上の病気休暇を取得する場合は、速やかに代替え職員を補充することとします。

④ 窓口開設時間内は、原則、相談業務等に対応できる体制を執ることとします。
⑤ 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに委託者へ履歴書の写しと資格を確認できる書類を添付の上、変更届出書を提出することとします。

5. センターの設置場所及び事務所の設備等

（1） 設置場所

センターは、利用者の利便性を考慮するとともに、誰もがわかりやすくアクセスしやすい場所に設置してください。

（2） 事務所の設備等

センター運営業務における公正・中立性確保の観点から、既存の施設内に事務室を設ける場合は、併設する法人本部やサービス提供部門と混同しないよう専用の部屋を設けてください。

なお、専用の部屋を設けることが困難な場合は、仕切りを設ける等の方法により、明確に区分の上、独立性を確保してください。

また、設備類の設置については、受託者の負担とします。

ア 施錠できる保管庫を有し、セキュリティを確保することとします。
イ プライバシーが確保されるように配慮した相談室を設けることとします。
ウ 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境及びメールアドレスを確保すること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保することとします。
エ 事務机及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、専用電話、ファクシミリを設置することとします。
オ センターの看板を道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めることとします。
カ 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保することとします。
キ 職員が利用できる業務用の自動車を1台以上用意することとします。
ク その他、本業務に必要な設備類は、受託者の負担で設けること。

6. センターの窓口開設期間、開設日及び開設時間

（1） 窓口開設期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

（2） 窓口開設日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く）

（3） 窓口開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保することとします。

（4） その他

利用者への利便性を考慮し、受託者の判断により、月曜日から金曜日までの窓口開設時間を延長、または6(2)に掲げる日以外に窓口を開設できるものとします。

なお、常時、窓口開設時間を延長して運営する場合、または6(2)に掲げる日以外に窓口を開設して運営する場合は、選考時の加点の対象とします。

Ⅱ　委託期間、委託料、契約方法等

1.　委託期間

令和8年4月 1 日から令和11年3月31日までとします。

ただし、本業務の開始後において関係法令を遵守しない場合や、本業務の実施につき著しく不適当と認められる場合には、十和田市障害者支援協議会の意見を聴いた上で、期間の満了前に契約を解除する場合があります。

2.　委託料（上限額）

専門職 配置基準	人件費＋事業費	令和8年度～ 令和 10 年度 （3か年計）
主任相談支援専門員1名 専門員2名	17,457,000	52,371,000

※消費税相当額も含まれています。

※規定の人員体制を満たさなかった場合には、その期間に応じて委託料の精算を行います。

※委託料については、事業費の決算額で精算するものとし、契約金額を上回る精算は行わないものとします。

3.　契約方法等

（1）　契約方法

受託候補者との随意契約

（2）　支払方法

概算払（令和8年4月1日以降、四半期ごとの支払い、年度終了後に精算）

4.　運営財源

運営財源については、当市からの委託料による。

Ⅲ 応募要件

1. 応募資格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第4項2号に規定する障がい者基幹相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、契約日までに次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

（1） 原則として市内にセンターを設置できる法人であること。

（2） 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所を運営する法人として、1年以上の運営実績がある社会福祉法人又は医療法人であること。

（3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

（5） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準ずる団体をいう。）ではないこと。

（6） 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者をいう。）ではないこと。

（7） 福祉分野における事業において、当該業務に応募する法人又は当該業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消し、指定効力の全部又は一部の停止等の処分を過去5年以内の間に受けていないこと。

（8） 直近2年間の法人税、消費税、地方消費税、市民税の滞納がないこと。

Ⅳ 応募手続き

1. 質疑について

（1） 質疑方法

要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）をメールにより提出してください。

E-Mail：seikatsufukushi@city.towada.lg.jp あて、件名は「十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託質問書（法人名）」とし、必ず電話で送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認してください。なお、口頭による質問は受け付けませんのでご了承ください。

（2） 受付期間

令和7年12月17 日（水）から令和7年12月 26 日（金）まで

（3） 回答方法

令和8年1月6日（火）までにメール等により回答します。

（4） 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しません。

2. 参加意向表明書提出方法

（1） 提出書類

①様式第2号　十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託公募参加意向表明書
②様式第3号　誓約書
③直近の決算書（財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
④法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式：写し可（直近2年分）
⑤商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行、直近3か月以内）
⑥法人の定款又は寄付行為等：写し可（最新のもの）
⑦印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）

（2） 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出してください。

（3） 提出期間

令和7年12月17日（水）午前8時30分から令和8年1月8日（木）午後5時まで

（4） 提出先

十和田市健康福祉部生活福祉課

（5） 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参してください。郵送又はメールによる提出は受け付けません。

（6） 参加資格審査結果通知

参加資格の確認を行い、令和8年1月13日（火）までに参加資格確認結果通知書をメールにより通知します。通知内容の異議申立ては受理しません。

3. 応募書類の作成と提出

（1） 応募書類

「別紙　審査基準」を参考に書類を作成してください。

①様 式 第 4 号　十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託応募申込書
②様 式 第 5 号　法人概要及び法人実績
③様 式 第 6 号　役員名簿
④様 式 第 7 号　人員に関する事項
⑤様 式 第 8 号　職員経歴書
⑥様 式 第 9 号　センターの運営に関する事項
⑦様式第 10 号　センターの運営に関する事項（設置予定地・開設時間）
⑧様式第 11 号　センターの事業に関する事項
⑨様式第 12 号　見積書

（2） 提出部数

正本1部、副本 7 部の合計8部提出してください。

（3） 提出期間

令和8年1月14日（水）午前8時30分から令和8年1月23日（金）午後5時まで

（4） 提出先

十和田市健康福祉部生活福祉課

（5） 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参してください。郵送又はメールによる提出は受け付けません。

（6） 受理の取消し

参加意向表明書を提出した法人が、受託候補者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外します。

① 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

② 応募資格を満たさない状態となった場合

③ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に当市職員等と接触を持った場合

（7） その他提出に当たっての留意点

① 応募書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式ごとにインデックスを貼付すること。原則、A4版に統一すること。

② ファイルのおもて表紙及び背表紙に、「十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託応募書類」、「法人名」を記載すること。

③ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

④ 提出後の書類の追加、変更は認められません。

⑤ 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

⑥ 提出された書類は、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号）に基づき、公開することがあります。

4. 辞退の方法

参加意向表明をした後に参加を辞退するときは、「十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託応募辞退届出書（様式第 13 号）」を令和8年1月23日（金）午後5時までに持参により提出してください。この場合、参加の辞退は撤回することができません。

なお、応募書類の提出期限（令和8年1月23日）を経過しても提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

Ⅴ 選考方法等

1. 審査及び選定方法

（1） 書類審査

事務局において、提出された書類の審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加できる応募者を決定し、その結果をメールにより令和8年1月13 日（火）までに通知します。

（2） プレゼンテーション・ヒアリング審査

十和田市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託法人選定委員会におけるプレゼンテーション・ヒアリング審査によるものとします。応募が1者のみであった場合においても審査を実施し、選定するかを総合的に判定します。

① 日時・場所

令和8年2月5日（木）午前9時 30 分から実施します。詳細については、1月中旬までに応募者へ通知します。

② 実施時間

1応募者 30 分以内とします。（応募書類の説明15分以内、質疑応答10分程度、その他セッティング及び撤去時間等は実施時間の30分に含みます。）

③ 出席者

1応募者3人以内とし、コンサルタント等の法人、職員ではない者の参加は認めません。

④ 機材等

プレゼンテーションで使用する機材等は、全て応募者が持参するものとします。（電源、テーブル、椅子、パソコン、プロジェクター、スクリーンを除く。パソコンはご持参いただいても結構です。）

⑤ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションの際に使用する資料（プロジェクターで投影する資料）は、審査当日10部持参してください。プレゼンテーションの内容は、「別紙 審査基準」を参考に、応募書類に記載した事項の中で、特に重要と考える事項を端的にわかりやすく説明してください。

⑥ 選考方法

各選考員の評点数の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定します。ただし、得点率5割未満の場合は、選定しないものとします。その後、十和田市障害者支援協議会の承認を得て、受託候補者として決定します。

2. 選考結果の発表及び公表

選考結果は、応募者全員に書面により通知します。選考後に選考結果の概要を十和田市ホームページに掲載する等により公表します。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとします。

3. 契約手続

選考された受託候補者と当市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結します。なお、受託候補者と当市との協議が整わない場合、又は受託候補者が委託事業を遂行することが困難と認められる場合には、原則として次点候補者と協議を行います。また、候補者として選定後の受託の辞退等により当市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

Ⅵ スケジュール

内　容	日　程	備　考
募集要領をホームページに掲載	令和7年12月17日（水） ～	
「質問書」の提出（受付）	令和7年12月17日（水） ～ 令和7年12月26日（金）	
「質問書」への回答	令和8年1月6日（火）	
「参加意向表明書」の提出（受付）	令和7年12月17日（水） 午前8時 30 分～ 令和8年1月8日（木） 午後5時	持参の上、提出 提出後の辞退は、令和8年1 月23日（金）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年1月13日（火）	参加資格の確認審査
応募書類受付	令和8年1月14日（水） 午前8時 30 分～ 令和8年1月23日（金） 午後5時	持参の上、提出
応募申込書類審査結果通知（プレゼンテーション・ヒアリング審査参加者決定）	令和 8 年 1 月 27 日（火）	応募書類の審査
第 1 回選定委員会	令和8年1月29日（木） 午前9時～	場所：十和田市役所 庁議室
第 2 回選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年2月5日（木） 午前9時 30 分～	場所：十和田市役所 庁議室
第 2 回十和田市障害者支援協議会	令和8年2月 12 日（木） 午前 10 時～	場所：十和田市役所 庁議室
受託候補者の決定	令和8年2月中旬	
契約締結	令和8年2月中旬	委託契約締結日
委託センター開設準備	令和8年2月下旬～	打合せ、引継ぎ
委託センター開設	令和8年4月1日（水）	

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、変更する場合があります。

Ⅶ 書類提出先及び問合せ先

〒034-8615　青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市健康福祉部生活福祉課　福祉係
電　話　0176-51-6718
FAX　0176-22-7599
E-Mail　seikatsufukushi@city.towada.lg.jp